

北海道太平洋側港湾連携による災害時の相互応援に関する協定

北海道太平洋側港湾BCPの円滑かつ適正な実行に資する目的として、室蘭港港湾管理者、苫小牧港港湾管理者、函館港港湾管理者、釧路港港湾管理者、十勝港港湾管理者、根室港港湾管理者及び北海道開発局（以下各々を「構成機関」という。）は、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害（地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の災害で被害が甚大なものをいう。以下同じ。）により、構成機関の港湾施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、港湾物流機能の維持の観点から実施する相互応援の内容を定め、もって被害の拡大や二次的被害の発生を防止するとともに、被災施設及び物流機能の早期復旧に資することを目的とする。

（相互応援の内容）

第2条 相互応援の内容は、次の事項に係る職員の派遣、資機材の貸与等に関するものとする。

- (1) 港湾施設の被害状況の把握
- (2) 港湾機能の復旧
- (3) 被災した構成機関以外の港湾に関する情報収集・提供
- (4) その他必要と認められる事項

（連携本部）

第3条 第1条に該当する事象が発生し、又は発生するおそれがある場合は、相互応援の内容を円滑に推進するため、北海道開発局港湾空港部に連携本部を設置するものとする。

（相互応援の要請）

第4条 大規模災害により被災した港湾の構成機関（以下「被災構成機関」という。）は、被災構成機関以外の他の港湾の構成機関（以下「他の構成機関」という。）の応援が必要と判断する場合には、電話、FAX等により、これを他の構成機関に要請することができる。

2 前項の応援の要請は、原則として、連携本部を通じて行うものとする。この場合において、当該要請を受けた連携本部は、被災構成機関及び他の構成機関との連絡調整を果たすものとする。

（要請によらない応援）

第5条 大規模災害が発生し、被災による連絡不能その他の事由により、被災構成機関から応援の要請がない場合には、他の構成機関は、独自の判断により応援を実施することができるものとする。

- 2 前項の判断により応援を開始した他の構成機関は、各構成機関に対して応援内容を速やかに通知するものとする。
- 3 連携本部は、相互応援の円滑な実施を図るため、被災構成機関に対し現地情報連絡員として「港湾リエゾン」の派遣を行うことができる。

（費用負担）

第6条 相互応援の実施に要した費用は、原則として被災構成機関において負担するものとする。ただし、被災構成機関に負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互応援を実施した構成機関との協議によるものとする。

（相互応援の連絡等）

第7条 構成機関は、大規模災害時の相互応援が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制及び保有する資機材等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、構成機関が既に締結している他の協定等による応援及び新たな応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（細目的事項）

第9条 相互応援の実施に関し、必要な細目的事項については、別に定めるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、構成機関が協議の上、定めるものとする。

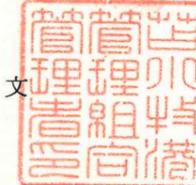
この協定の証として、本書7通を作成し、構成機関が記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成28年11月29日

室蘭港 港湾管理者
室蘭市長 青山 剛



苫小牧港 港湾管理者
苫小牧市長 岩倉 博文



函館港 港湾管理者
函館市長 工藤 壽樹



釧路港 港湾管理者
釧路市長 蝦名 大也



十勝港 港湾管理者
広尾町長 村瀬 優



根室港 港湾管理者
根室市長 長谷川 俊輔



北海道開発局長 今 日出人

